

白井市小規模（簡易）工事参加者登録要領

平成15年 1月17日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、小規模業者の受注機会の確保を図るため、白井市で実施する小規模（簡易）工事（修繕、製造を含む。以下「工事」という。）に関する参加者登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 白井市財務規則第133条から第134条までの規定による1件50万円未満の工事とする。

（小規模工事に参加することのできる者）

第3条 次の各号のいずれにも該当する者は、業務に参加することができる。

- （1）市内に本店を有する法人
- （2）市内に住所を有し、市内で営業をしている個人事業者
- （3）白井市に入札参加登録（工事）をしていない者
- （4）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業許可（以下「許可」という。）を取得していない者（許可を取得しているが、経営事項審査を受けていない者を含む。）

（小規模工事に参加することのできない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、業務に参加することができない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2）参加者登録申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者並びに提出書類が不備の者
- （3）営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許可、認可、登録等を必要とする場合において、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- （4）申請日を基準日として、登録を希望する同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年に満たない者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。）
- （5）法人市民税（個人にあつては、市・県民税）を完納していない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）

（登録の申請時期及び方法）

第5条 白井市小規模（簡易）工事参加資格審査申請要領に基づく。なお、申請書の頒布は無料とする。

（登録有効期間）

第6条 登録は隔年ごとに行い、有効期間は、次の登録が行われるまでとする。なお、登録の翌年に申請し、業務に参加できると認められた者については、追加登録ができ、その有効期間も、次の登録が行われるまでとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、当該申請年度における地方自治法施行令第167条の5及び167条の11第2項の規定により定める一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及び登録申請の手続を準用する。

附則

この要領は、平成15年 1月 17日から施行する。

附則

この要領は、平成17年2月1日に一部改正し、平成17年 4月 1日から施行する。